高度地区

(建造物の高さの最高限度) 平成19年3月30日決定

平成17年8月に、長年の悲願であった八潮駅が開業しました。しかし、駅を中心として高層建築物が増加し、住環境・操業環 境の悪化や乱雑な街並み形成など、あらたな問題が発生しています。そこで、市街化区域(商業地域および工業専用地域を除く) 全域で建築物の高さの最高限度を定めました。 高さ25メートル以上の

第1種高度地区|

区域:工業地域(一部を除く)

制限:25メートル(ただし、居住の用に供する建築物の部

分は15メートル)

第2種高度地区|

区域:市街化区域(商業地域および工業専用地域を除く)

で第1種高度地区を除く区域

制限:25メートル

住宅 不可能 25m 15m 住宅可能 第一種高度地区 第二種高度地区 (一部を除く工業地域)

建物は不可能

屋外広告物条例

(屋外広告物の設置の基準等)平成19年7月1日施行

良好な街並み形成において、「屋外広告物」は重要な要素です。 地域ごとのきめ細かい制限とするため、「八潮市屋外広告物条例」 を制定しました。

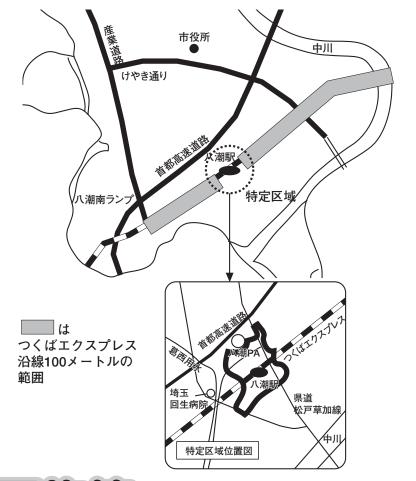
これは、「埼玉県屋外広告物条例」をもとに地域性に配慮した設 置基準等を設けており、景観計画および高度地区との整合を図り、 駅周辺商業特定区域を禁止区域(一般広告物の設置の禁止)とする ほか、規則で地域性に配慮した基準を定めていきます。

なお、規則の基準等について現在、ホームページで意見を募集し (意見提出期限:4月24日) ています。

独自の基準案|

- ○つくばエクスプレス沿線100メートル以内は、鉄道に向けた一 般広告物および屋上利用広告を禁止
- ○駅周辺商業特定区域内(駅周辺の商業地域および近隣商業地域) は、屋上利用広告を禁止
- ○高度地区内での屋上利用広告の最高高さは、25メートル

詳しくは、市ホームページの「屋外広告物条例 | および 「規則意見募集 | をご覧ください。



まちづくり(都市計画)マスタープラン

平成19年度から平成20年度までの2カ年で策定します!

まちづくリマスタープランは、八潮市のまちづくりの基本方針を明確にする計画で、市全体の 将来像や地域の将来像、また将来像に向けた方策を位置付ける非常に重要な計画です。

この計画の策定は、「誇りを持てる街」「住んでみたい街」への第2段となるもので 「事業者」「行政」による協働が不可欠です。



なお、内容としては「地域のまちづくり」に重点を置き、アンケートやワークショップなどにより皆さんと勉強会や意見交換 をしながら策定していく予定ですので、ご協力をお願いいたします。

景観めぐりバスツア-

「生涯学習まちづくり賞」で紹介した八潮の素敵なスポ ット(自然・花とみどり編)をバスで巡ってみませんか?

- 5月27日(日) 午前9時30分やしお生涯楽習館集合 ■日 時 午後3時解散予定
- 市内在住の小学生以上の方(小学生は家族で参加す る場合のみ可)
- ■持物 動きやすい服装、昼食、飲物 ■定 員 15人
- ■参加費 500円(保険代、資料代)
- ■申し込み 4月20日(金)午前9時から窓口または電話でやしお生涯 楽習館(☎994-1000)へ